

重要事項説明書

医療法人社団 善仁会
ふれあい訪問看護ステーション

重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護サービス)

1. 事業所の概要

事業所名	ふれあい訪問看護ステーション
所在地	横浜市神奈川区西神奈川1-3-1 ベイ・ストリーム1階
提供可能サービス	訪問看護 ・ 介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	1460290007号
管理者	牛渡 有子
及び連絡先	045-412-5020
サービス提供地域	神奈川区、鶴見区、西区、保土ヶ谷区、港北区

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービスの種類、業務	人員
管理者	サービス相談・受付	1名（常勤 1名）
看護師	訪問看護	7名（常勤 3名 非常勤 4名）
理学療法士	訪問看護リハビリテーション	2名（常勤 1名 常勤兼務 1名）
事務担当職員	事務	1名（常勤 1名）

3. 営業時間

サービスの種類	月～金曜日	土・日曜日	祝祭日
訪問看護	9:00～17:00	休	休

※年末年始(12/30～1/3)は「祝祭日」の扱いとなります。

4. キャンセル

(1) 利用者様がサービスの利用を中止する際には、速やかに下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先 電話: 045-412-5020

(2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合には、利用日前日までにご連絡下さい。

当日のキャンセルは、2,000円のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。

*ただし、利用者様の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料はいただきません。

5. 当事業所の方針等

地域の各医療機関、在宅サービス機関との連携を基に、利用者様の要望に対しより高度な看護を提供できるよう事業所スタッフ全員が日々努力する。

従業者の質的向上を図るため、採用時研修を採用後1週間以内に継続研修は年1回設けていく

6. 災害時(地震・台風・大雨)

・状況を把握し定期訪問は原則中止とします。

利用者様の災害状況や処置の必要性などから優先的に訪問すべき人を検討させていただきます。

・訪問中に災害が発生した場合は、利用者様の安全確保に努め必要に応じ地域の防災拠点への避難準備を援助します。

7. 訪問看護内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・病状・傷害の観察 | ・認知症患者の看護 |
| ・清拭・洗髪等による清拭の保持 | ・療養生活や介護方法の指導 |
| ・療養上の世話 | ・カテーテル等の管理 |
| ・褥瘡の予防・処置 | ・リハビリテーション |
| ・ターミナルケア | ・その他医師の指示による医療処置 |

8. 看護学生の臨地実習及び看護師の実習

当事業所では、看護学生の臨地実習及び看護師の実習受け入れ施設として協力をしております。
看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願いいたします。
なお、同行訪問する際は事前にご相談いたします。

9. 第三者評価の実施は行っていません。

10. 緊急時・事故発生時の対応について

利用者さまの病状が急変した場合や緊急を要する場合、事故が発生した場合には、速やかに主治医に連絡し医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を行います。
またご家族や緊急連絡先の他に、介護支援事業者と保険者等へ連絡し記録を2年間保存しておきます。
ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

11. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

12. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話番号	045-412-5020
FAX番号	045-412-3870
相談員	牛渡 有子
対応時間	月～金 9:00～17:00

○公的機関などでも苦情申請等ができます。

横浜市及び各区役所 高齢・障害支援課

横浜市介護事業指導課	電話 045-671-2356
神奈川区	電話 045-411-7019
港北区	電話 045-540-2325
鶴見区	電話 045-510-1770
西区	電話 045-320-8491
保土ヶ谷区	電話 045-334-6394

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地	西区楠町27-1
電話番号	045-329-3447(苦情専用)
対応時間	月～金 8:30～17:15

13. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 善仁会
代表者名	理事長 安藤和弘
本部所在地	横浜市西区高島2-6-32
業務の概要	本社は、診療所・訪問看護ステーション・及び病院を経営し、科学的かつ適正な医療を普及することを目的とする。

14. サービス料金及び利用者負担金:下記の料金の1割から3割負担となります。

2024年6月改定

2024年0月改定

① 訪問看護費		基 準	費用の総額	ご利用者のご負担金			摘 要
				1割	2割	3割	
要介護者	20分未満（314単位）		¥3,491	¥350	¥699	¥1,048	訪問1回あたり
	30分未満（471単位）		¥5,237	¥524	¥1,048	¥1,572	訪問1回あたり
	1時間未満（823単位）		¥9,151	¥916	¥1,831	¥2,746	訪問1回あたり
	1時間30分未満（1128単位）		¥12,543	¥1,255	¥2,509	¥3,763	訪問1回あたり
	理学療法士 20分以上(294単位)	¥3,269	¥327	¥654	¥981	訪問1回あたり	
	40分以上(588単位)	¥6,538	¥654	¥1,308	¥1,962		
	60分以上(795単位)	¥8,840	¥884	¥1,768	¥2,652		
	20分未満（303単位）		¥3,369	¥337	¥674	¥1,011	訪問1回あたり
	30分未満（451単位）		¥5,015	¥502	¥1,003	¥1,505	訪問1回あたり
	1時間未満（794単位）		¥8,829	¥883	¥1,766	¥2,649	訪問1回あたり
	1時間30分未満（1090単位）		¥12,120	¥1,212	¥2,424	¥3,636	訪問1回あたり
	理学療法士 20分以上(284単位)	¥3,158	¥316	¥632	¥948	訪問1回あたり	
	40分以上(568単位)	¥6,316	¥632	¥1,264	¥1,895		
	60分以上(426単位)	¥4,737	¥474	¥948	¥1,422		
	指定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合（2961単位）	¥32,926	¥3,293	¥6,586	¥9,878	1月につき 要介護1～4	
	（3761単位）	¥41,822	¥4,183	¥8,365	¥12,547	要介護5	
② 加算	初回加算Ⅰ（350単位）	¥3,892	¥390	¥779	¥1,168	新規に計画を作成し退院日又は退所日に初回の指定訪問看護を行った場合	
	初回加算Ⅱ（300単位）	¥3,336	¥334	¥668	¥1,001	新規に計画を作成し退院又は退所した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合	
	退院時共同指導加算（600単位）	¥6,672	¥668	¥1,335	¥2,002		
	緊急時訪問看護加算（600単位）	¥6,672	¥668	¥1,335	¥2,002	1月につき	
	特別管理加算Ⅰ（500単位）	¥5,560	¥556	¥1,112	¥1,668	1月につき	
	特別管理加算Ⅱ（250単位）	¥2,780	¥278	¥556	¥834	1月につき	
	長時間訪問看護加算（300単位）	¥3,336	¥334	¥668	¥1,001	1時間30分以上の訪問看護	
	看護・介護職員連携強化加算（250単位）	¥2,780	¥278	¥556	¥834	1月につき	
	複数名訪問加算 30分未満(254単位)	¥2,824	¥283	¥565	¥848	訪問1回あたり	
	Ⅰ 看護師 30分以上(402単位)	¥4,470	¥447	¥894	¥1,341	訪問1回あたり	
	複数名訪問加算 30分未満(201単位)	¥2,235	¥224	¥447	¥671	訪問1回あたり	
	Ⅱ 看護補助者 30分以上(317単位)	¥3,525	¥353	¥705	¥1,058	訪問1回あたり	
	ターミナルケア加算（2500単位）	¥27,800	¥2,780	¥5,560	¥8,340	死亡日及び死亡前14日以内に 必要なケアを行った場合	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ（6単位）	¥66	¥7	¥14	¥20	訪問1回あたり	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ（3単位）	¥33	¥4	¥7	¥10	訪問1回あたり	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ（50単位）	¥556	¥56	¥112	¥167	定期巡回・随時対応介護看護事業所と連携の場合 1月につき	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ（25単位）	¥278	¥28	¥56	¥84		

※利用者負担額(1割・2割又は3割)の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇×0.9又は0.8又は0.7(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

※特別管理加算Ⅰ・Ⅱは、特別な管理(厚生労働大臣が定めた状態)を必要とする方に対し、指定訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

・特別管理加算Ⅰ

- ①在宅麻薬等注射指導管理
- ②在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理
- ③在宅気管切開患者指導管理
- ④気管カニューレ、留置カテーテルを使用している者

・特別管理加算Ⅱ

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患指導管理を受けている者
- ②人工肛門、人工膀胱を設置している者
- ③真皮を超える褥瘡の状態
- ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※早朝・夜間(6時～8時・18時～22時)は通常料金の25%増

※深夜(22時～翌朝6時)は通常料金の50%増

ア. 交通費・・・通常の事業の実施地域を超えて行う介護保険指定介護予防訪問看護に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合は実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、公共交通機関を利用した場合の金額に換算し徴収します。

イ. 自己負担金・・・自己負担金は現金または口座引落としにて毎月お支払い願います。

ウ. 上記の自己負担金は「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成していない場合など「償還払い」となる場合には一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求する事になります。

*サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分が全額自己負担となります。

その場合には居宅サービス計画を作成をする際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用料の同意を得ることになります。

エ. 特別管理加算の算定対象外の場合、サービスが1時間30分を超える場合は保険外費用として15分毎に1,500円の利用料をいただきます。

オ. 死後の処置料は営業時間内20,000円、営業時間外・土・日・祝日は25,000円をいただきます。必要時メイク用品代1,000円をいただきます。

カ. 領収証明書等の発行は文書料をいただきます。

【重要事項説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 横浜市神奈川区西神奈川1-3-1
ベイ・ストリーム1階

事業者 ふれあい訪問看護ステーション

説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記の通り説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人または立会人

住所

氏名 印